

給付金の申請者・事業主 様

全国健康保険協会 大分支部  
業務グループ

### 申請書等の様式変更に係る受取代理の廃止について（依頼）

日頃より全国健康保険協会（以下、「協会」という。）の事業運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、協会では、令和5年1月開始の業務システム刷新に合わせて、加入者様及び事業主様により分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、様式の変更を行なっています。

この様式変更において、審査の迅速化や不正防止などの観点から、旧様式で設けられていた「受取代理人の欄」は廃止されています。今後は、被保険者様が金融機関口座をお持ちでない場合等を除き、被保険者様以外の名義の口座（受取代理者の口座）に振り込むことができません。

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜り、ご対応よろしくお願い申し上げます。

#### 【今後の取り扱いについて】

- ◆ 被保険者様が金融機関口座をお持ちでない場合等を除き、受取代理者の口座に振り込むことはできません。
- ◆ 新様式で受取代理人への振り込みが必要な場合は、お手数ですが当支部まで申請の都度ご連絡ください。（事前にまとめたの数量を送付することはできません。）協会職員より受取代理が必要な理由をお聞きしたうえで、職員氏名が押印された「受取代理申出書」を送付いたします。なお、職員氏名の押印がない用紙は無効となります。

※ これまで事業所様が受取代理人となっていた場合も、上記と同様のお取り扱いとなります。

→ 裏面につづく

### 【旧様式について】

- ◆ 令和4年12月まで使用していた旧様式につきましては、給付金（傷病手当金、高額療養費など）に限り、令和5年9月まで提出可能ですが、旧様式の在庫は廃棄していただき、新様式をご使用いただきますようお願い申し上げます。

※ 給付金以外の旧様式は、令和5年1月から使用できません。

※ 今回の様式変更は、申請書等の自動審査が可能となる新システムへの切り替えに伴うものであり、新様式分の給付決定はシステムの活用で従来より早くなると見込んでいますが、旧様式分は手作業のため、決定が遅くなる可能性があります。上記期間中に旧様式の在庫が残っている場合も、早めに廃棄していただき、新様式に切り替えていただくことをお勧めします。

### 【お問い合わせ先】

**全国健康保険協会（協会けんぽ）大分支部 業務グループ**  
**097-573-6646**（業務グループ直通）